

■設例		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
A 上場株式譲渡損益		△800	△500	700	100
B 未公開株式譲渡損益		300	△100	△200	200
C 上場株式配当金		100	0	0	100
D 未公開株式配当金		200	0	300	0
譲渡損失の繰越額	平成21年発生分	△400	△400	0	0
	平成22年発生分		△500	△400	0

A 平成20年度の税制改正により、平成21年分の所得税の確定申告から、申告分離課税を選択すること、上場株式等にかかる譲渡損失と上場株式等にかかる配当所得との損益通算ができるようになり、(措法37の12の2①)。また、当該損失を翌年以後3年間繰り越し、各年分の株式等にかかる譲渡所得および上場株式等にかかる配当所得から控除することができるようになりました(措法37の12の2②)。

⑥。実際に計算する上でポイントですが、文章による説明だけでは分かりづらいと思いますので、ここでは設例(上の表)を用いて実際に計算して

みます。

【平成21年分】上場株式等にかかる譲渡損失△800万円(A株)が発生していますので、まずこれをほかの株式等にかかる譲渡所得300万円(B株)と通算します。上場株式等のみでなく、未公開株式にかかる譲渡所得も通算の対象となります。次に、残った△500万円を上場株式等にかかる配当所得100万円(C株)と通算します。なお、損益通算できる配当所得が上場株式等にかかるものに限られますので、未公開株式にかかる配当所得200万円(D株)については通算できません。結果、残った△400万円を翌年以後3年間繰り越します。

【平成22年分】上場株式等にかかる譲渡損失△500万円(A株)が発生していますが、通算できるほかの株式等にかかる譲渡所得がありませんので、△500万円を翌年以後3年間繰り越します。

【平成23年分】上場株式等にかかる譲渡所得700万円(A株)が発生していますので、まずこれをほかの株式等にかかる譲渡損失200万円(B株)と通算します。次に、残りの株式等にかかる譲渡所得500万円から、平成21年発生分の譲渡損失の繰越額△400万円を全額控除します。さらに、平成22年発生分の譲渡損失の繰越額△500万のうち△100万円を控除します。このように、繰り越された上場株式等にかかる譲渡損失は、発生年度が古いものから順次控除します(措法25の11の2②)。

【平成24年分】上場株式等にかかる譲渡所得が100万円(A株)、株式等にかかる譲渡所得200万円(B株)、上場会社等にかかる配当所得

100万円(C株)がそれぞれ発生していますので、平成22年発生分の譲渡損失の繰越額△400万円を控除します。なお、本設問では繰り越した損失を全額控除できるので問題となりませんが、控除する順序は、未公開株式にかかる譲渡所得、上場株式等にかかる譲渡所得、上場株式等にかかる配当所得の順になります(改正措法附則26①)。以上をまとめますと、計算上の大きなポイントとしては、①通算が可能なものとそうでないものの判別②譲渡損益、配当所得、および譲渡損失の繰越額を通算しないし控除する順序③の2点になります。特に留意すべき点としては、上場株式等の譲渡によって生じた損失であっても、相対取引により生じたものは通算や控除ができないこと(措法37の12の2②)、大口株主である上場株式等にかかる配当所得とは通算できないことが挙げられます(措法8の4①)。

Q 上場株式等にかかる譲渡損失について、配当所得との損益通算ができるようになり、さらに翌年以後にその損失を繰り越すことも可能になったと聞きました。当該計算を実際に行う上でのポイントを、分かりやすく教えてください。

A 平成20年度の税制改正により、平成21年分の所得税の確定申告から、申告分離課税を選択すること、上場株式等にかかる譲渡損失と上場株式等にかかる配当所得との損益通算ができるようになり、(措法37の12の2①)。また、当該損失を翌年以後3年間繰り越し、各年分の株式等にかかる譲渡所得および上場株式等にかかる配当所得から控除することができるようになりました(措法37の12の2②)。

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>